

天

厚生労働省発健 0531 第 1 号
令和 3 年 5 月 31 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 5 項の規定に基づき、別紙
「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3
年 2 月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第 1 号厚生労働大臣通知）一部改正案
について、貴会の意見を求めます。



厚 科 審 第 15 号
令 和 3 年 5 月 31 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣
通知）一部改正案について（付議）

標記について、令和3年5月31日付け厚生労働省発健 0531 第1号をもって
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に
基づき、貴分科会において審議方願いたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域内に居住する十六歳以上の者としておられるところ、市町村の区域内に居住する十二歳以上の者とするものとする。

二 一に伴う所要の改正を行うこと。

三 この通知は、令和三年六月一日から適用するものとする。